

埼玉版 F E M A タイムライン(風水害編)

- 埼玉版 F E M A 図上訓練での結果をもとに県と関係機関との連携を中心に対処事項を時系列（タイムライン）としてまとめたものです。
- 各機関の対処事項と対処時間は、訓練において付与した状況及び参加機関の回答に基づく一例であり、実災害時の行動は災害の状況により異なります。

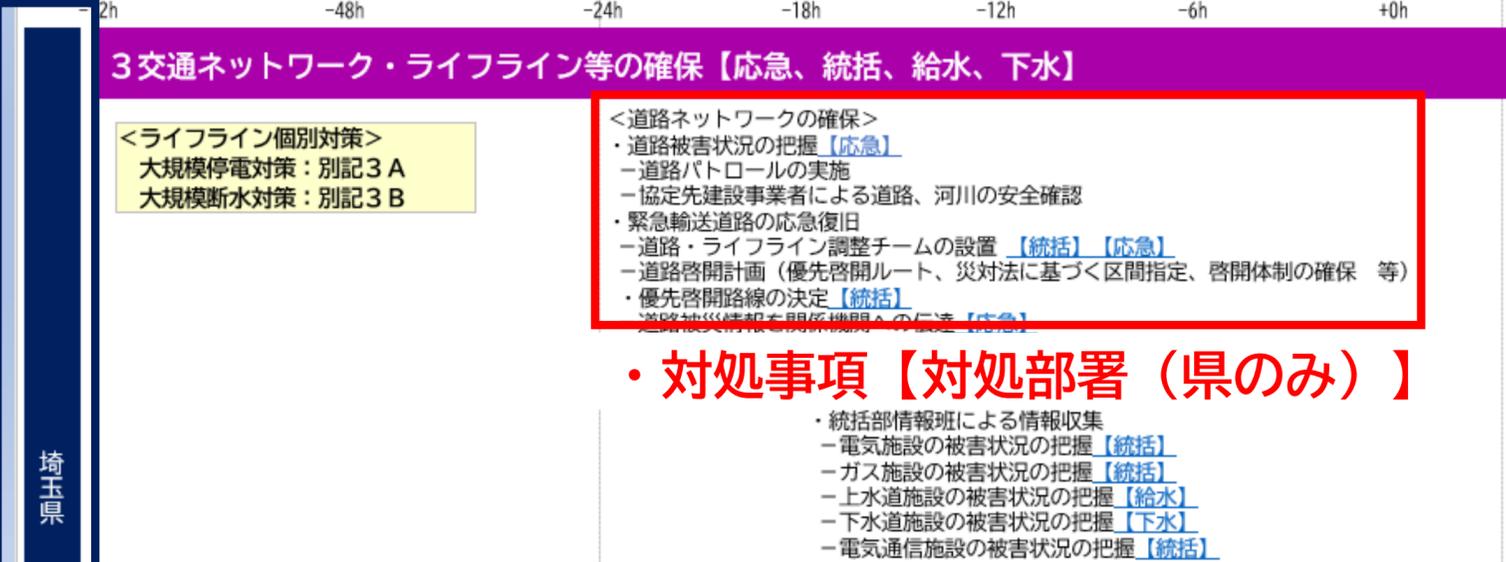
【凡例】

時間軸



●県の対処部署については、災害発生時の部署名をもとに、下記のとおり略称を用いて記載しております

機関名

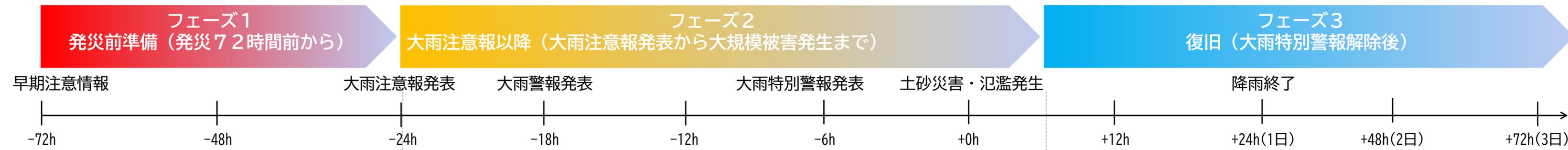


- | | | | |
|------|-----------|------|------------|
| 【統括】 | ・・・ 統括部 | 【医療】 | ・・・ 医療救急部 |
| 【渉外】 | ・・・ 渉外財政部 | 【応急】 | ・・・ 応急復旧部 |
| 【総務】 | ・・・ 総務部 | 【住宅】 | ・・・ 住宅対策部 |
| 【県民】 | ・・・ 県民安全部 | 【下水】 | ・・・ 下水道対策部 |
| 【農林】 | ・・・ 農林対策部 | 【輸送】 | ・・・ 輸送部 |
| 【給水】 | ・・・ 給水部 | 【文教】 | ・・・ 文教部 |
| 【産業】 | ・・・ 産業対策部 | 【議会】 | ・・・ 議会部 |
| 【環境】 | ・・・ 環境対策部 | 【応援】 | ・・・ 応援部 |
| 【救援】 | ・・・ 救援福祉部 | | |

埼玉版FEMAタイムライン（風水害編）



埼玉版 F E M A タイムライン（風水害編）



0 県本部運営【統括】

- ・台風等説明会【[気象台との共催](#)】
※必要に応じて随時実施

- <情報収集体制>
- ・災害オペレーション支援システム運用開始【[統括](#)】

- <行政機能>
- ・県の行政機能の確保状況の随時確認【[全部局](#)】
- ・市町村の行政機能の確保状況の随時確認【[統括](#)】

- <対策本部>
- ・第1回本部会議開催【[統括](#)】
- ・市町村情報連絡員（係）の派遣【[統括](#)】
- ・関係機関リエゾン派遣要請【[統括](#)】
- <災害救助法の適用>
- ・災害救助法の適用（4号適用）【[統括](#)】

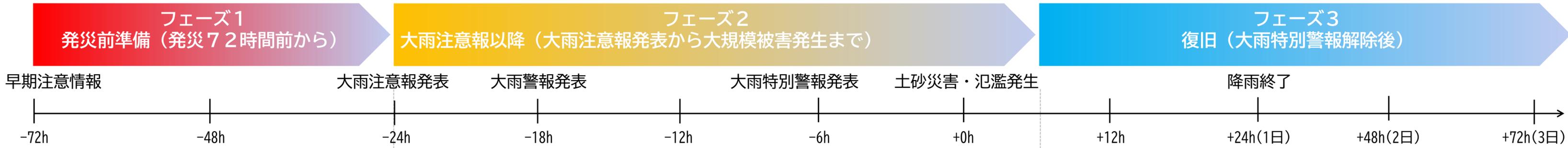
1 自助、共助による防災力の向上【県民】 【救援】

- <ボランティアとの連携>
- ・情報共有会議の設置【[県民](#)】
- ・彩の国会議やNPOなどの団体のボランティアの調整【[県民](#)】
- ・県災害ボランティア支援センターの設置【[救援](#)】

2 災害に強いまちづくりの推進【関係部局】

- <公共建築物等の応急対策>
- ・風水害に備えた施設閉館の検討【[関係部局](#)】

- <公共建築物等の応急対策>
- ・再開計画の策定【[関係部局](#)】
(被害が大きい場合)



3 交通ネットワーク・ライフライン等の確保【応急、統括、給水、下水】

<ライフライン個別対策>

- 大規模停電対策：別記3 A
- 大規模断水対策：別記3 B

<道路ネットワークの確保>

- ・道路被害状況の把握【[応急](#)】
 - －道路パトロールの実施
 - －協定先建設事業者による道路、河川の安全確認
- ・緊急輸送道路の応急復旧
 - －道路・ライフライン調整チームの設置【[統括](#)】【[応急](#)】
 - －道路啓開計画（優先啓開ルート、災対法に基づく区間指定、啓開体制の確保 等）
- ・優先啓開路線の決定【[統括](#)】
- －道路被災情報を関係機関への伝達【[応急](#)】

<ライフライン施設の応急対策>

- ・道路・ライフライン調整チームによる調整【[統括](#)】
- ・統括部情報班による情報収集
 - －電気施設の被害状況の把握【[統括](#)】
 - －ガス施設の被害状況の把握【[統括](#)】
 - －上水道施設の被害状況の把握【[給水](#)】
 - －下水道施設の被害状況の把握【[下水](#)】
 - －電気通信施設の被害状況の把握【[統括](#)】

<道路ネットワークの確保>

- ・緊急輸送道路の応急復旧【[応急](#)】
 - －道路啓開を関係機関に依頼（道路管理者、県建設業協会・レッカー関連協定事業者等）
- ・応急復旧の広報【[応急](#)】
 - －道路啓开区間の道路利用者への周知

<交通施設の応急対策>

- ・交通施設の被害状況の把握【[統括](#)】

<上水道施設の確保>【[給水](#)】

- ・水質の確認検査
- ・水道施設の応急復旧

<エネルギー供給機能の確保>

- ・防災活動拠点等へのエネルギー供給継続のための調整【[統括](#)】

4 応急対応力の強化【統括】

<県水防計画に基づく対応>【[応急](#)】

- ・雨量、水位の観測・監視
- ・排水機場、調節池などの確認
- ・水防管理団体への協力

<防災活動拠点の開設・運営>【[関係部局](#)】

- ・非常体制時は、原則、開設

<部隊調整班の設置>【[統括](#)】

- ・部隊調整班による現場部隊との調整（消防、警察、陸上自衛隊、防災航空隊など）

<ヘリコプターの運航調整>【[統括](#)】

- ・航空調整係が運航調整を実施

<土砂災害に伴う救出救助>

- 消防・警察・自衛隊
- 装備資機材を活用して救出救助・搜索活動（泥や瓦礫の撤去）を行う

<応援要請>

- ・人的応援
 - －彩の国災害派遣チームの派遣【[統括ほか](#)】
 - －総務省（応急対策職員派遣制度）に人的応援要請【[統括](#)】
 - －国土交通省への緊急災害対策派遣隊派遣要請【[応急](#)】

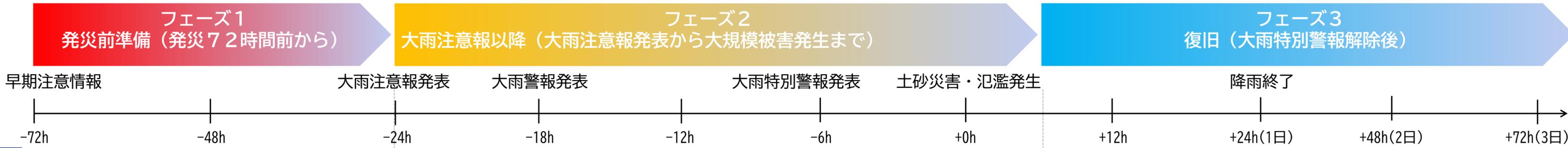
<応援要請>

- ・緊急消防援助隊出動要請【[統括](#)】
- ・自衛隊災害派遣要請【[統括](#)】

<応援の受入れ>

- ・国、地方公共団体等からの応援受入【[統括](#)】
- ・ボランティアの応援受入れ【[救援](#)】

埼玉版FEMAタイムライン（風水害編）



3 A 停電対策【統括】

<停電対策>

- ・台風接近前の停電対策の広報（東京電力PGとも連携）
- ・非発燃料の充足確認

<停電対策>

- ・停電情報の情報収集（東京電力PGホームページ）

<停電対策>

- ・東京電力PGリエゾンとの情報共有（停電が72時間以上続く自治体を対象）

<停電対策>

- ・東京電力PGでは、原則、発災後48時間以内に被害全容把握。復旧計画を公表
- ・*過去の実績によると概ね24時間以内に復旧（道路啓開状況により大きく前後する）

<早期復旧要請・電源車の運用>

- ・市町村、災害拠点病院等からの支援要請とりまとめ

<停電対策>

- ・復旧情報の広報

<IT・通信-供給機能の確保>

- ・「石油連盟災害時情報システム」で情報整理、要請
- ・必要に応じ、埼玉県石油業協同組合や中核SSの稼働状況を確認

<電源車の運用>

- ・東京電力PGへ電源車派遣要請（市町村→県→東京電力PG）
- ・配車台数は本社で一括で判断（優先順位を付けた上での要請を）

3 B 断水対策【統括（物流オペレーションチーム）、給水】

<断水対策>

- ・各浄水場の配備体制の確認
- ・資機材の確認

<断水対策>

- ・沿川の浄水場状況から浸水可能性を検討

<飲料水の供給>

- ・物流オペレーションチーム設置
- ・物資供給の手順の確認
- ・国等との連絡体制の確認

<断水対策>

- ・被災浄水場の送水停止→他浄水場から応援送水
- ・断水情報の広報

<飲料水の供給>

- ・県防災基地の開設
- ・県備蓄物資の市町村への提供
- ・協定締結事業者・団体への物資提供の要請

<断水対策>

- ・被害箇所の調査・復旧（原則1週間以内）

<給水対応>

- ・給水車の派遣調整
- ・市町村給水車等に給水

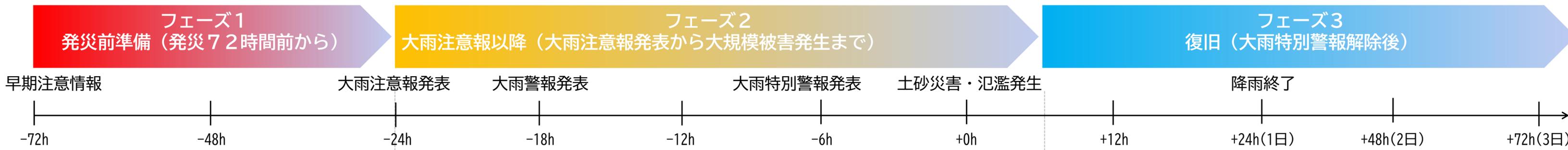
<給水対応>

- ・自衛隊災害派遣要請（給水車の派遣）【統括】
- ・他県等の協定締結団体への応援要請（応急給水、退水後の復旧等）【給水】

<飲料水の供給>

- ・国のプッシュ型支援についての調整
- ・県広域物資拠点の開設
- ・物流専門家の派遣要請

埼玉版FEMAタイムライン（風水害編）



5 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備【統括、県民】

- <災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達>
 - ・情報収集・共有・伝達体制【統括】
 - －災害オペレーション支援システムによる情報収集
 - －(通信手段)防災行政無線
- <広聴広報活動>
 - ・報道機関への発表【統括】
 - ・広報班の設置【統括】

- <災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達>
 - ・安否不明者等の氏名等公表【統括】
- <広聴広報活動>
 - ・災害情報相談センターの設置【県民】
- <広報広聴活動>【県民】
 - ・女性を対象とした相談窓口の設置

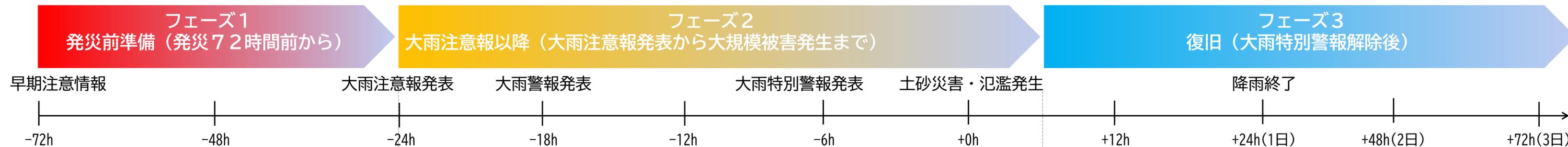
6 医療救護等対策【医療、統括】

- <医療救護>
 - ・医療救急部兼保健医療調整本部の設置【医療】
 - ・EMIS等による医療機関の状況把握【医療】
 - ・DMAT県調整本部の設置【医療】
- <医療救護>
 - ・被災が想定される地域におけるDMAT活動拠点本部の設置【医療】
 - ・県内DMAT等の派遣要請【医療】
 - ・医療需要に基づく入院患者の移送調整【医療】

- <医療救護>
 - ・被災地域におけるDMAT活動拠点本部の設置【医療】
 - ・状況に応じた広域医療搬送拠点設置【医療】
 - ・被災医療機関の機能維持（人材や物資の供給等）【医療】
- <保健衛生>
 - ・埼玉県DPAT調整本部の設置【医療】
 - ・心のケアセンターの設置【医療】
 - ・避難所における栄養指導【医療】

<災害支援ナース・助産師医療救護>
 ・災害支援ナースや助産師医療救護班は、発災後後から活動

埼玉版 F E M A タイムライン (風水害編)



7 避難対策【関係全部局】

<避難所の開設・運営> **【関係部局】**

- ・県有施設の避難所開設
- ・避難所設置情報の入手

<避難所の開設・運営>

- ・市町村が開設する避難所の運営支援 **【統括ほか】**

<栄養・食生活支援体制>

- ・避難所の食事は炭水化物中心。要配慮者の栄養不足が懸念
- ・災害関連死の防止が目的
- ・まずは、市町村と保健所の管理栄養士で対応
- ・JDA-DAT(日本栄養士会災害支援チーム)の派遣を検討
- ・*原則、栄養士会が炊き出し支援は行わない。
- ・避難所の責任者との連携不可欠

<広域避難> <広域一時避難> **【統括】**

- ・都道府県外避難に関する他都道府県との協議

<避難所での感染症対策>

- ・体調不良者の分離(要ゾーニング、動線分離)
- ・新興感染症では宿泊療養で分離

8 災害時の要配慮者対策【救援、県民】

<社会福祉施設入所者等の安全確保>

- ・DWATは避難所における要配慮者への支援に加え、必要に応じ福祉施設への応援も実施
- 【事務局(県社協)】**
- ・派遣者を調整(高齢者、障害者、児童、保育等の社会福祉施設協議会と社会福祉士会、介護福祉士会など5つの職能団体に属する社会福祉施設等の職員で構成)

<避難所避難者への支援>

- ・JRATは避難所において要配慮者への支援を実施
- 【事務局(JRAT)】**
- ・派遣者を調整(リハビリテーション専門医、リハビリテーション専門職等で構成)

<避難行動要支援者等の避難支援>

【統括】【救援】【医療】【県民】

- ・市町村が実施した安否確認結果の把握
- ・名簿未掲載の要配慮者の避難支援

<社会福祉施設入所者等の安全確保> **【救援】**

- ・避難誘導、巡回サービス支援
- ・ライフラインの優先復旧の要請

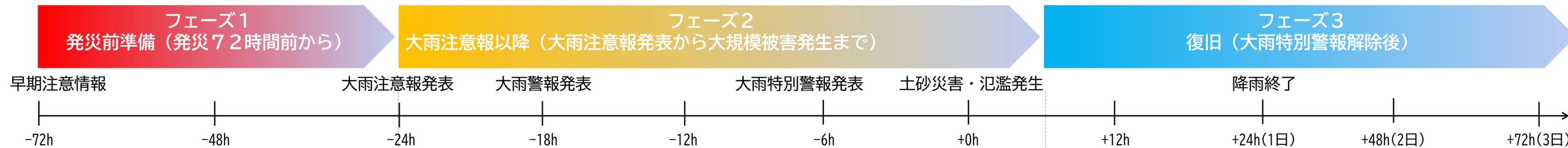
<避難生活における要配慮者支援> **【救援】**

- ・災害派遣福祉チーム(DWAT)の活動
- ・災害リハビリテーション支援チーム(JRAT)の活動

<外国人の安全確保> **【県民】**

- ・市町村が実施した安否確認結果の把握
- ・情報提供及び相談窓口の開設

埼玉版FEMAタイムライン（風水害編）



9 物資供給・輸送対策【統括（物流オペレーションチーム）、輸送】

<備蓄物資の供給>
 ・新物資システム(B-PLo)の運用【統括（物オペ）】
 -物流オペレーションチームの設置

<協定業者による物流オペレーション事例>
 ・お弁当など日用品は市町村の物資拠点を経由不可
 ・店舗への商品供給に並行した協定対応
 ・避難所を想定した備蓄までは困難。在庫での協力
 ・ダンボールは受注生産。約1週間で納品
 ・空調機器など要請後に在庫確認

<備蓄物資の供給>
 ・物資拠点の開設・要員の確保【統括（物オペ）】
 ・救援物資※の調達【統括（物オペ）】
 ※備蓄物資、調達物資及び義援物資の総称

<緊急輸送>
 ・陸上輸送
 -輸送手段の確認【輸送】
 -緊急通行車両等の確認【統括】
 ・航空輸送等の確認【統括】【輸送】

<備蓄物資の供給>
 ・県備蓄物資の市町村への提供【統括（物オペ）】
 ・協定締結事業者・団体への物資提供の要請

<広域受援計画の適用>
 ・国のプッシュ型支援に係る調整【統括】
 （早急にプル型支援に切り替える）
 ・県広域物資拠点の開設【統括】
 ・物資拠点物流専門家の派遣要請【統括】

<国のプッシュ型支援>
 ・基本8品目を支援
 （食料、毛布、粉ミルク、大人用おむつ、小児用おむつ、携帯トイレ、トイレットペーパー、生理用品）

10 県民生活の早期再建【統括、住宅、環境、ほか】

<文教対策>【文教】【総務】
 ・風水害時の休校等の検討

<文教対策>【文教】【総務】
 ・学校長による児童生徒の安全確保

<被災者台帳の作成・罹災証明書の発行>
 ・住家被害調査等に係る市町村支援【統括】

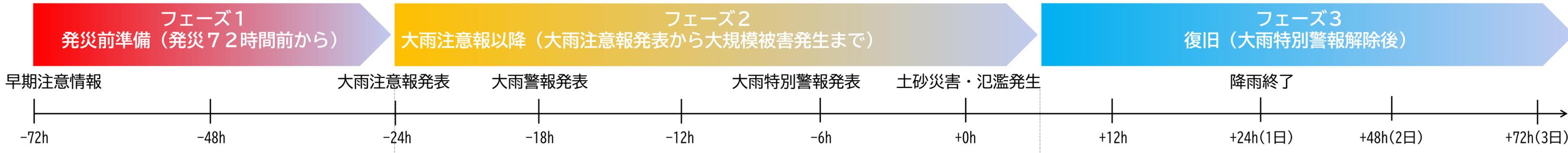
<応急住宅対策>
 ・県営住宅等の空家を応急住宅として提供【住宅】
 ・住宅関係障害物除去作業の支援【住宅】

<動物愛護>【医療】
 ・動物救援本部の設置

<食品衛生監視>【医療】
 ・食品衛生監視体制の編成

<がれき処理等廃棄物対策>【環境】
 ・広域応援の要請、応援体制の確立
 ・県災害廃棄物処理実行計画の作成

埼玉版FEMAタイムライン（風水害編）



市町村

市町村本部運営

- ・災害対策本部会議開催

避難者対策（避難所開設・運営）

- ・避難所／緊急避難場所の開設・運営
- ・緊急避難場所内の上層階避難
- ・緊急避難場所での市民対応の継続
- ・福祉施設入所者の非浸水地域への移送
- ・避難に関する広報（テレビ、ラジオ、市町村HP、防災行政無線、防災ラジオ、市町村防災メール、SNSなど）
- ・受水槽から生活用水の活用
- ・災害ボランティアセンターの設置・運営支援

市民生活の早期再開（公衆衛生・廃棄物対策）

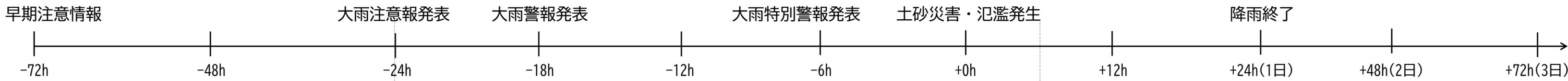
- ・避難所運営における衛生対策（居住空間の分離、受付での体調確認、分散避難の呼びかけ・避難所の混雑情報の情報発信、基本的な感染対策の実施、衛生用品の調達、有症状者（発熱、咳、のどの痛み等症状がみられる人）の隔離、県（保健所）への報告・相談など）
- ・携帯、簡易、仮設トイレの設置
- ・生活ごみやし尿処理
- ・県や関係団体へ支援要請

物資供給・輸送対策

- ・物資担当チーム設置
- ・避難所等の物資要望の集約
- ・県、協定締結事業者・団体への物資提供の要請
- ・備蓄物資の提供
- ・市町村物資拠点の開設
- ・県備蓄物資の受入れ

注：市町村のタイムラインは、特定の市町村の行動計画ではなく、訓練で検討した一例です。お住まいの市町村の計画と異なる場合がございます。

埼玉版 F E M A タイムライン (風水害編)



消防本部

応急対応力の強化

- ・避難等呼掛け (市町村からの要請による)
 - 消防団による呼びかけ (家屋倒壊等氾濫想定区域を中心に)
 - 消防車両、広報車による呼びかけ (要救助事案等への対応がない場合)
- ・リエゾン派遣 (県、市町村)
 - ・ 119番通報内容の関係機関への共有
 - ・ 救助活動
- ・近隣消防への応援要請
 - ・ 県下消防への応援要請
 - ・ 緊急消防援助隊の応援要請
- ・救助活動
 - ・ 浸水等による孤立地域から非浸水地域への住民等の移送

警察本部

応急対応力の強化

- ・市町村との連携による避難誘導等
- ・リエゾン派遣 (県、市町村)
 - ・ 関係機関との情報共有
- ・救助、捜索活動

陸上自衛隊

応急対応力の強化

- ・駐屯地での準備待機 (災害派遣要請に備えたもの)
- ・リエゾン派遣 (県、市町村)
- ・災害派遣活動 (捜索・救助、炊き出し、入浴支援)
- ・救助、捜索活動

内閣府

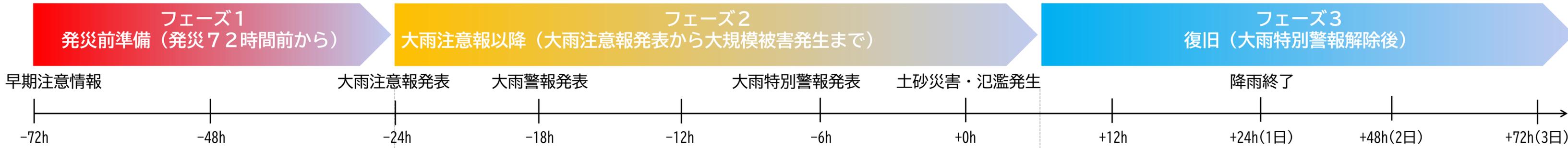
情報連絡室・災害対策室

- ・通知等の発出、各種調整

物資供給・輸送対策

- ・被災が見込まれる県へのプッシュ型支援についての検討
- ・県との調整
- ・物資調達・輸送調整等支援システムの運用
- ・基本8品目を中心とした物資供給

埼玉版FEMAタイムライン（風水害編）



熊谷地方气象台

防災気象情報の発表、説明、観測データの監視等

- <気象情報の提供> ※以下は必要に応じて随時実施
- ・台風等説明会【埼玉県との共催】
 - ・防災気象情報の発表
 - ・関係機関への情報共有（オンライン解説等）
 - ・ホットライン実施
 - ・観測データの監視

- ・気象庁防災対応支援チーム派遣（県、市町村）
- ・気象庁防災対応支援チームによる防災気象情報の説明

荒川上流河川事務所

広報（洪水予報等）

氾濫注意水位

避難判断水位

氾濫危険水位

計画高水位

氾濫発生情報

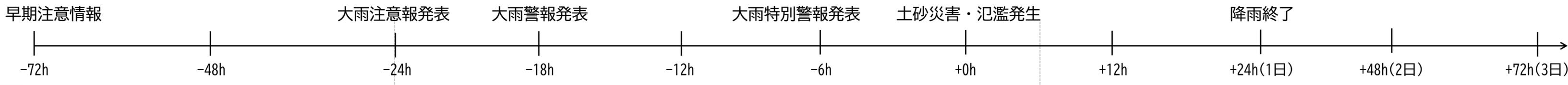
広報（住民への注意喚起）

- ・県・市町村とのサブホットラインの運用
- －氾濫危険水位に到達するまで
- －サブホットライン担当者同士

- ・県・市町村とのホットラインの運用
- －氾濫危険水位に到達して以降
- －事務所長or副所長から首長

- ・越水・決壊箇所の状況の把握、関係機関との情報共有
- －河川のライブカメラでの観測による把握
- －市民からの通報による把握

埼玉版FEMAタイムライン（風水害編）



東京電力パワーグリッド

ライフライン対策（電気の復旧）

- ・社内体制の強化
 - － 県等との情報共有
 - － 電力設備への事前予防措置
- ・災害対応の本格化
 - － 被害甚大事業所へマネージメント要員派遣
 - － 支社長傘下での復旧に向けた調整開始
- ・復旧準備
 - － 社内体制の強化
 - － 県等との情報共有
 - － 電力設備への事前予防措置

- ・リエゾン派遣（県）
 - ・ホットライン確保（市町村）
 - ・停電情報等の広報
- ※ [参考：大規模水害の場合] 数週間～数か月後
- ①送電前の漏電チェック
 - ②市町村への情報提供（通電火災防止）
 - ③送電（高圧受電・変電設備保有施設は現地管理者の立会いが必要）

自動車事業者

ライフライン対策（電気自動車の派遣）

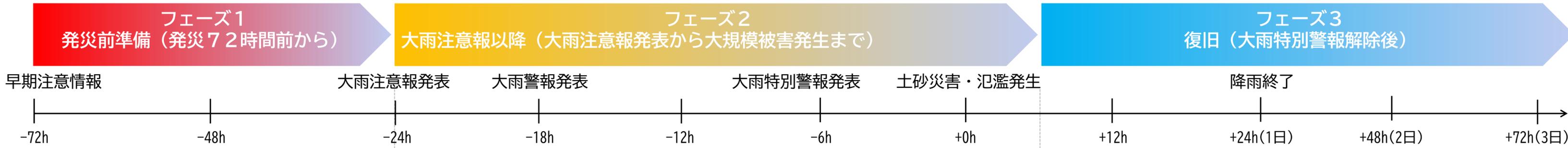
- ・電気自動車の派遣（県からの要請を受けての協力活動）

NTT東日本

通信施設の応急対策

- ・情報連絡室の設置
- ・情報の収集及び連絡
- ・各種資機材の準備、点検（発電機、衛星機器等）
- ・ネットワーク遠隔監視部門による影響確認
- ・県へのリエゾン派遣
- ・緊急措置
 - － 重要回線の被害状況確認
 - － 災害用伝言ダイヤルの開設
- ・応急復旧対策
 - － 通信設備の巡回点検
 - － 特設公衆電話の設置
 - － 優先順位を設けて復旧作業
- ・通信施設の防水対策実施
- ・移動電源車のスタンバイ
- ・気象情報、河川水位等の確認
- ・停電状況の確認
- ・広報
 - － サービス影響、代替手段の案内
- ・復旧要員の増援（他支店、協力会社等）

埼玉版 F E M A タイムライン (風水害編)



東京ガスグループ

ライフライン対策 (ガスの復旧)

- ・情報の収集報告
- ・情報の集約
- ・対策要員の確保
- ・危険予防措置
- ・被害状況把握
- ・リエゾン派遣 (県)
- ・広報活動
- ・復旧活動
- ・危険予防措置
- ・応急工事

ライフライン対策 (ガスの供給)

- ・社会的重要度の高い施設 (病院・福祉施設等) への臨時供給

県ガス協会

ライフライン対策 (ガスの復旧)

- ・情報の収集報告
- ・情報の集約
- ・広報活動
- ・越水・決壊情報の収集
- ・防災行政無線
- ・ホットライン (県化学保安課)
- ・危険予防措置
- ・応急工事
- ・対策要員の確保
- ・他事業者等との協力
- ・復旧準備

ライフライン対策 (ガスの供給)

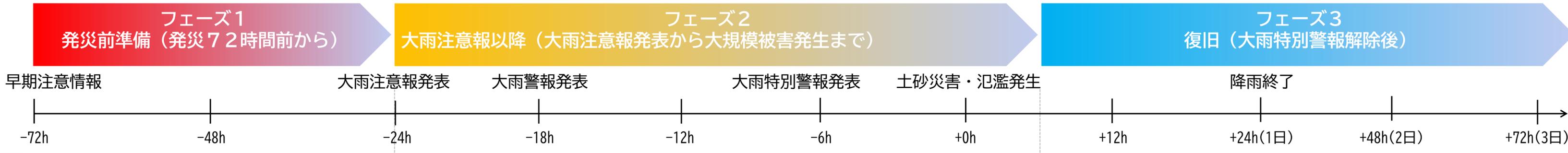
- ・社会的重要度の高い施設 (病院・福祉施設等) への優先的な供給

県LPガス協会

物資調達・輸送対策 (燃料の調達、供給、輸送)

- ・避難所へのLPガスの供給
- ・避難所へのポータブル発電機による電力供給 (県からの要請を受けての協力活動)

埼玉版 F E M A タイムライン (風水害編)



日本水道協会

ライフライン対策 (車両等による給水活動)

- ・副支部長都市との連絡調整
- ・応援準備態勢、断水・被害情報等の収集・把握
- ・被災市町村からの給水応援要請 (水道施設等の被害情報収集など)
- ・県内・関東地方支部内の給水車の派遣調整
- ・応急給水支援の実施

県下水道公社

ライフライン対策

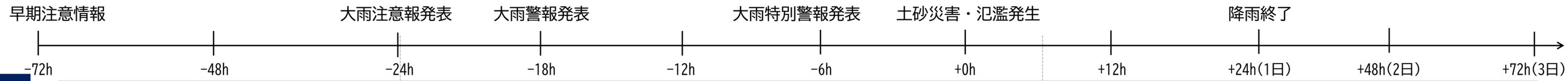
- ・下水道施設復旧作業に向けた準備
- ・下水道施設復旧作業

県一般廃棄物連合会

公衆衛生・廃棄物対策

- ・し尿処理作業の支援
- ・生活ごみの処理作業の支援
- ・全国団体への支援要請

埼玉版FEMAタイムライン（風水害編）



鉄道事業者

鉄道施設の応急対策

- ・防災体制の確保
- ・情報の収集及び連絡
- ・広報
- ・利用者の避難誘導
- ・電力の確保
- ・交通輸送対策
- ・駅構内等の秩序の維持と帰宅困難者への対応

県建設・解体業協会

交通ネットワークの確保（道路復旧）

- ・協定先建設事業者による道路、河川の安全確認
- ・救助活動のための道路啓開（道路管理者の依頼を受けての協力活動）
- ・県が管理する道路、河川の被災情報の収集及び連絡、応急復旧工事
- ・倒壊建築物等の除去

県トラック協会

物資供給・輸送対策（物資の輸送）

- ・（県の依頼を受けて）輸送体制の確保
- －会員事業者への事前連絡
- ・物流専門家の派遣（県災害対策本部）
- ・救援物資の輸送

県倉庫協会

物資供給・輸送対策（物資拠点の運営）

- ・各事業者にて防災対策
- ・被災可能性のある自治体との事前調整
- ・物流専門家の派遣（県物資拠点）
- ・広域物資拠点の運営
- ・民間倉庫の確保

県生活協同組合連合会

物資供給・輸送対策（物資の供給）

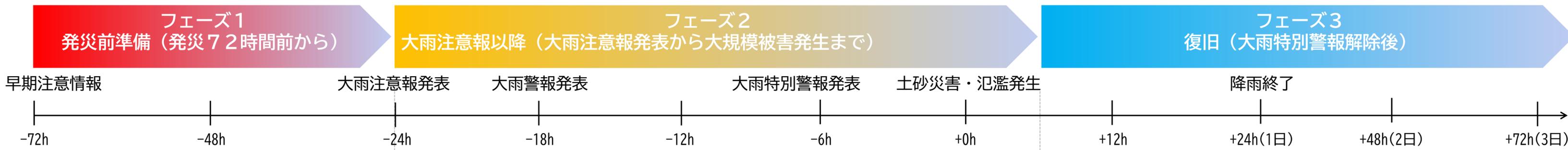
- ・救援物資等の供給等（県からの要請を受けての協力活動）

物資事業者等

物資供給・輸送対策（物資の供給）

- ・情報収集
- ・製造・運送・販売体制確認
- ・事前対策
- ・（被害状況に応じて）対策本部設置
- ・被災可能性のある自治体との事前調整
- ・救援物資等の供給等（県からの要請を受けての協力活動）

埼玉版 F E M A タイムライン (風水害編)



- 日本赤十字社**
- ・ 気象情報の収集
 - ・ 想定される警戒レベルに応じた対応部署の調整
 - ・ 支援準備 (救援物資、医療救護班派遣)

災害拠点病院等

県看護協会

県助産師会

医療救護等対策

避難者支援 (避難者の健康支援)

- ・ 医療救護班の派遣
- ・ 日赤災害医療コーディネーターチームの派遣
- ・ こころのケアチームの派遣

医療救護等対策 (病院等の業務継続)

- ・ 被害の有無についてEMISで報告
- ・ BCPに基づいた業務継続による医療の提供
- ・ 業務継続を行う上で必要な物資等についての支援要請 (水、燃料等) 等

医療救護等対策

避難者支援 (避難者の健康支援)

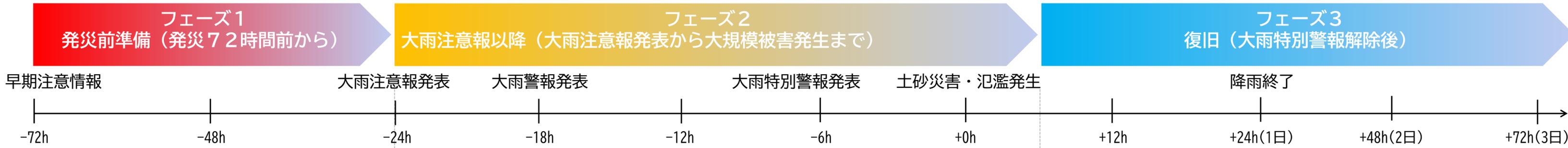
- ・ 災害支援ナースの派遣
- ・ 健康観察・相談等の実施

医療救護等対策

避難者支援 (避難者の健康支援)

- ・ 医療救護班の派遣
- ・ 妊婦等を対象とした健康観察・相談等の実施

埼玉版 F E M A タイムライン (風水害編)



県葬祭業
協同組合

県栄養士会

設備団体

・待機体制

・災害対策本部体制

医療救護等対策 (御遺体対応)

- ・棺及び葬祭用品の供給
- ・遺体搬送の協力

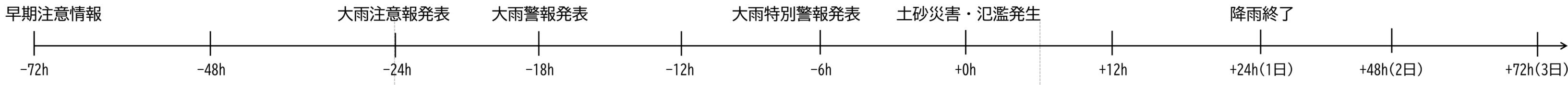
避難者支援

- ・埼玉県栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT) の派遣
- ・特殊栄養食品ステーションの設置

避難所対策

- ・段ボールベッドの供給
- ・空調機器等の貸与・提供・設置
- ・電気設備の復旧 (県からの要請を受けての協力活動)

埼玉版FEMAタイムライン（風水害編）



県社会福祉協議会

・情報収集、待機体制

・県・市町村と連携し情報収集
・待機体制

**災害ボランティアセンター
設置・運営支援**

・被災市町村社協への職員派遣
⇒災害ボランティアセンターへの支援体制構築
（非被災市町村社協及び関東ブロック幹事社協との調整、応援職員の派遣）

要配慮者対策（DWAT）

・DWATの派遣
・要配慮者を対象とした健康観察・相談等の実施

県老人福祉施設協議会

要配慮者対策（福祉施設入所者の移送）

・福祉施設間の入所者の事前移動

・福祉施設の被害情報の収集・集約
・搬送先の検討・調整

・福祉施設入所者の非浸水地域への移送